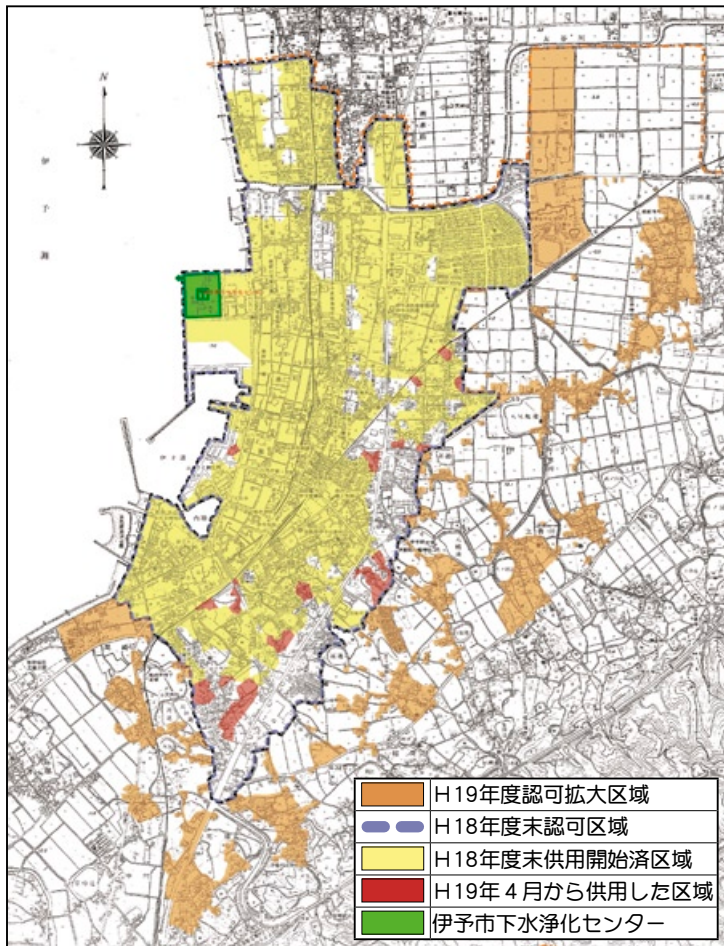


伊予市公共下水道整備計画図



快適な生活環境は下水道から!!

下水道を使える区域が 拡がりました

下水道は、私たちが快適な生活を送るために、無くてはならない重要な施設です。
市では、より多くの方に下水道を利用していただけるように整備を進めて

おり、今年の4月から新しく下水道を使用できる区域が拡がりました。(※左上図)

下水道が整備されても、各家庭等から下水道に接続されなければ、地域の環境保全や快適な生活環境の実現など、下水道本来の目的を果たすことはできません。

下水道が使用できる区域にお住まいの方で、まだ接続されていない方は、一日も早く下水道に接続しましょう。

排水設備の設置・ トイレの水洗化について

各家庭等からの排水は、下水道が使用できるようになった日(供用開始日)から、速やかに排水設備を設置して下水道へ流すようにしなければなりません。

また、くみ取り式トイレは、法律により下水道の供用開始日から3年以内に水洗化することが義務づけられています。

下水道への接続工事について

排水設備・水洗トイレへの改造工事は市が指定した「排水設備指定工事店」でなければ排水設備の工事をしてはならないことになっています。工事を行う場合は、指定工事店に依頼してください。

※指定工事店については、伊予市水道部下水道課へお問い合わせください。

料金のお支払いは、簡単で便利な口座振替をご利用ください

下水道使用料や下水道受益者負担金の納付は、☐座振替が簡単で便利です。
「☐座振替申込書」に必要事項を記入し、取引金融機関の窓口へ提出してください。

平成19年度から下水道の 事業認可区域が拡大しました

伊予市の下水道事業は、平成18年度までは市街化区域内において事業を進めてきましたが、整備率が約70%に達したため、平成19年度からは、市街化区域周辺に事業区域を拡大しました。
※詳細については、伊予市水道部下水道課までお問い合わせください。

下水道についてのお問い合わせは

伊予市水道部下水道課
☎982-1111(内線576・599)